

会議録

名称	令和5年度第3回 情報公開・個人情報保護審議会
日時	令和6年2月5日（月）午後2時から午後3時10分まで
会場	目黒区総合庁舎本館1階E会議室
出席者	（委員）浅田、植野、岡田、前田、宮内、森田、河野、川原、上田、芋川、北澤、伊藤、奥山、荘島、飯塚、佃、阪本、永積、瀬谷 （区側）情報政策推進部長、情報政策推進課長、行政情報マネジメント課長、戸籍住民課長、税務課長
傍聴者	0名
配付資料	<事前配付資料> 審議会資料 審議会委員名簿 座席表 <席上配付資料> 審議会資料 座席表差し替え 審議会資料の訂正箇所一覧
会議次第	1 会長あいさつ 2 諮問 （1）特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施に伴う区民意見の募集等と第三者点検の実施について（諮問） 3 報告 （1）個人情報処理の外部委託等に付する標準特記仕様書の改正について（報告） （2）令和5年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況について（報告） 4 その他

発言の記録	別紙のとおり
-------	--------

<令和5年度第3回審議会発言記録>

1 会長あいさつ

会長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただいまより、令和5年度第3回目黒区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。</p> <p>あいにくの天候でお足元が悪い中、お集まりいただき、ありがとうございました。</p> <p>この後の天候のこともございますので、後ほど申し上げますけれども、審議の内容に絞って的確にご質問等いただいて、早めに終わることができるようお願いしております。</p> <p>新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に移行しましたことを受けて、庁舎内での開催に当たりまして、注意事項を3点ご案内いたします。</p> <p>各委員、区側の説明員とも参加に当たりましては、不織布のマスクの着用は各委員個人のご判断に委ねることを基本といたします。</p> <p>換気ですが、空調機を用いた機械換気を実施するとともに、1時間に1回、10分程度のドアを開けての換気と、今日の天候を考えますと、手など寒くなってしまうかもしれないのですが、換気が大事ですので、その点はご了承いただければと存じます。</p> <p>区側の説明員につきましては、内容により入替え制を継続いたします。</p> <p>議事の進行に当たりまして、限られた時間の中でなるべく多くのご意見を頂戴したいと思っております。各委員の発言は、個人情報の保護に関するご質問を明瞭かつ簡潔にお願いできればと思います。当然のことですが、区側の説明にも言えることですので、くれぐれもよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、議事に入る前に、本日の傍聴の状況について事務局からご報告をお願いします。</p>
区側	<p>本日、傍聴は特におりません。</p>
会長	<p>続きまして、事務局から委員の出席状況についてご報告をお願いいたします。</p>
区側	<p>それでは、事務局から出席状況等についてご報告いたします。</p> <p>本日は、委員2名から欠席のご連絡をいただいているところでございます。</p> <p>当審議会の委員は21名で構成されておりまして、定足数は過半数11名となっております。本日の出席者人数は19名で、定足数を満たしている状況でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、事務局から配付資料の確認と開催前の事務連絡がございましたら、お願いいたします。</p>
区側	<p>(事務局から配布資料の確認と事務連絡)</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p>

2 諮問

(1) 特定個人情報保護評価(全項目評価)の再実施に伴う区民意見の募集等と第三者点検の実施について(諮問)

会長	<p>それでは、議事を進めてまいります。</p> <p>まず、次第の2、諮問事項です。</p> <p>まず、(1) 特定個人情報保護評価(全項目評価)の再実施に伴う区民意見の募集等と第三者点検の実施について、区からお願いいたします。</p>
区側	<p>(資料により説明)(約13分)</p>
会長	<p>ありがとうございました。本件につきまして、皆様方からご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p> <p>委員どうぞ。</p>
委員	<p>細かいところと大きいところとあって、本当にこういった内容で意見という形で、何度、課長に話を聞いても本当に難しく、今回のパブコメもどうにか私が主になって会派として3件を出させてもらったわけなんですけれども、私としては、国が強硬的に進めているなどというような位置づけの下で、まずお聞きしたいのは、区として住民自治をしっかりと守っていかなければいけないという立場でもあります。</p> <p>小さく言ったら、今回はそういった中での二つの住民基本台帳に関する事務と個人住民税に関する事務が焦点となって、それについての全項目評価という中での意見募集になってくるのですけれども、やはり指摘しなければいけないのは、昨今のマイナンバー制度に関するいろいろなトラブルであったり、私たち国民ないし区民の情報がどういった形で守られていくか、この間、目黒区の中でも個人情報の漏えいであったりとかは、多数報告があったのはさきのおりだと思うんですけれども、そういった部分の観点も加味して出させていただいています。</p> <p>まず、1つの質問としては、パブリックコメントで出させていただいたHのその他という評価で、区としての見解が載っているんですけれども、そういった住民自治の観点からどのように守っていくかというのをどういうふうに考えているのか、質問をさせていただきます。</p> <p>加えて2つ目は、とはいえ、国が令和7年度中にとすることでシステム標準化を推し進めていく中で、区としてこれをつくっていかねばいけないという立場なんだと思います。しかし、私としては、やはりこの住民自治をしっかりと守る上でも、一旦、その見直しや目黒区として立ち止まるという選択があってもいいとは思っているんです。</p> <p>そうした場合、今回の諮問自体が通らなかったなどがあった場合というのは、どういう不手際が目黒区に押しつけられるのかというのが2つ目。</p> <p>3つ目は、システム標準化に当たって、やはりお金が税金等がかかっていきます。人件費であったり、システム云々でどれくらいの総額のお金がかかっていくのか、この3つをお願いいたします。</p>
区側	<p>まず、住民自治の観点からどのように個人情報を守って、そして、特定個人情報を保護していくのかというところに関してでございます。</p> <p>委員ご指摘のとおり、個人情報を保護して、また、マイナンバーの取扱いもしっかりやっていくというところは、区市町村に課せられた義務といえますか、当然守っていかなければ</p>

いけないというところがございます。片や、2000年以降の住民自治の拡大という中で、特別区としても一定の地方自治法上の位置づけがしっかり置かれて、住民自治を進めていくというところが打ち出されて、それにのっとなって特別区も1つの一団体としてしっかりした立場になってきたところがございます。

そういった中で、特定個人情報の取扱いはしっかりやっていかなければいけないですし、とはいっても、二つ目の質疑にも関わってきますけれども、見直しをする必要があるところについては、やはり国にはしっかり意見を言っていくということで、我々住民自治を守っていく立場として必要な点であることは考えているところがございます。

国としての方針は示されている以上、システム標準化を区の判断で止めるところはなかなか難しいところではありますけれども、我々としては区民サービスの一環としてシステム標準化を進めて、より使いやすくいろいろなサービスが展開できるようなシステム構成にしていくところは行っていきつつ、意見を言うところは言っていくことは、これまでもやってきましたし、引き続きこれからもやっていきたいと考えているところがございます。

2点目でございますけれども、今回、立ち止まることを仮にやった場合にどういうことになるかということでございます。先ほども1点目で申し上げましたとおり、立ち止まることは時として必要なところではありますけれども、今回につきましては、システム標準化を進めることによって、いろいろな事務の簡素化、あるいは区民の利便性向上に資するシステム標準化というところかなと思っているところがございます。

そういったところをやっていかなかった場合に、他団体ではサービス展開ができるものが目黒区ではできないといったサービスの差が出てくることは、将来的には見込まれるところですので、やはりシステム標準化は国のリーダーシップの下、進めていくべきものかなと考えているところがございます。

区側

費用面につきまして、国の仕様がなかなか定まらない中で、区としてもどの程度の規模感でこういった費用を計上していけばいいのかというのは、非常に悩ましいところがございます。今、詳細の費用としてきちっとした数字をお示しすることは難しいのですが、例えば令和6年度予算につきましては、先日、プレス発表もさせていただいたところで、システム標準化については全庁トータルで10億円程度、令和7年度のシステム移行に向けては、さらなる費用がかかってくるところがございます。

システム構築だけによらず、今、委員からご指摘がございました人件費というところまで含めての試算は、なかなか難しいところがございますけれども、国の方からも一定の補助金として措置されることは示されております。これまで国が示していた額では全く足りないということで、全国市区町村をはじめ、国のほうに要望を出していたところ、昨年の令和5年11月にデフレ完全脱却のための統合経済対策の中で、改めて国のほうからも補助金の上乗せ、増額が示されたところがございますが、自治体ごとの具体的な補助金の額まではまだお示しがされていない状況です。区としてトータルでかかる費用のうち、補助金としてどの程度まかなえるかということにつきましては、現段階ではまだ不透明がとても多いというのが現状でございます。

区としまして、国や東京都、そういったところに機会を捉えまして、補助金の要望はしっかりとしていきたいと考えているところがございます。

会長

ほかの方はいかがでしょうか。
どうぞ。

委員	<p>大変な作業だったと思います。ご苦労さまでした。</p> <p>気がついた点だけ言っていきたいと思います。まず、パブリックコメントをして、それを分析されたものが資料1の別紙2として出ておりますが、実は6の個人のご意見がその他になっているんですが、内容を見ると、その上の議会の5と大体似ているのかなと思って、私、読んだんですよ。それで、なぜ上がCで下がHのその他なのか、分からなかったんですが、もし可能であれば、6はCとして位置づけたほうがよろしいんじゃないかというのが気になった点でございます。まず、1点目はそれで、1回質問を切らせていただきます。</p>
区側	<p>6番のところでございます。パブリックコメントの取りまとめ表の意見内容でございますが、こちらは皆さんから出していただいたもの原文をそのまま載せているわけではなくて、長い場合については要約をさせていただいている案件になります。6番については、このほかにもいろいろと個別具体の個人情報の保護をすべきではないかという意見を賜ったところがありまして、Hその他とさせていただいたところでございます。</p> <p>委員のご指摘のとおり、5番との兼ね合いでいうと、Cにもできそうではないかというところはあろうかと思えますけれども、事務局といたしましては、ここに載せ切れない部分の要約の部分で差がありまして、その他とさせていただいたということでご理解を賜ればと思います。</p>
委員	<p>分かりました。そういうことであれば、了解いたします。</p> <p>続けてよろしいでしょうか。ちょっと細かい点で、この資料は今後議会の委員会にご活用されるんだと思いますので、気がついた点だけご指摘いたします。</p> <p>まず、別添2の資料です。先ほどご説明いただきました住民基本台帳に関する事務の素案のところですが、ページ数がずれているということだけご指摘いたします。表題のすぐに丸が2つありますけれども、2つ目の丸の69ページから106ページは、68ページから105ページです。私が頂いた物と突合したらずれていたの、ご指摘だけしておきます。II以降ですが、少しずつずれております。1ないし2ページずつずれております。このところを整合させていただいて、資料としてお使いいただくといいかと思えます。これが別添2についてです。</p> <p>別添4についても同じでございます。上に丸が2つありますけれども、39ページから45ページではなくて、多分これは54ページだと思います。内容が変わってしまうのは、Iの一番上の2のところにあります4ページから7ページになります。そうすると、こちらの別添5でいきますと、3ページをご覧いただきたいのですが、一番下の2の特定個人情報ファイルを取り扱う事務における使用するシステムのシステム1の③他のシステムとの接続です。立てつけからしますと、多分これも今回の主な見直しに入るんじゃないかと思うんです。したがって、ここは4ページではなくて、3ページからにしないと、このところが漏れてしまうということで、私はそういうふうに読んだんですけども、漏れていいのだったら4ページでいいのですが、漏れてはいけないのだったら、3ページに直さなければいけないということになると思います。</p> <p>そのほか、こちらの別添4につきましては、IIの7以降にずれが生じておりますので、見直しいただくとよろしいのではないかと思います。</p> <p>それと、資料のつくり方として、また活用されると思いますので、ちょっと気がついた点でいきますと、別添5の22ページに特定個人情報ファイル記録項目として、別添2ファイル記録項目のとおりとなっていて、全くそのとおりなんですけれども、せつかくページが振ってあるので、取りあえず55ページから60ページとお示しすると、これを見る方が分か</p>

りやすいかなと思いました。

内容的にはさらさら読んでいけばこんなもんだろうなと思っておりましたので、特に内容については意見はないんですが、形式面で気がついたので、ご指摘をさせていただきたいと思えます。

区側 ありがとうございます。

内容につきましては、訂正をさせていただきまして、実は膨大なページ数をつくっていく過程で、ページのエクセル表なんですけれども、印刷するときページがどンドンずれていくことがあります。この内容の中身をチェックしてやっているんですけれども、確認が漏れてしまって大変申し訳ございませんでした。訂正させていただければと思います。ありがとうございます。

会長 委員、お願いします。

委員 さらにめっちゃ細かい点で気になって、私も全部見切ったわけではないので、漏れがまだあるかもしれませんが、今年、森林環境税及び森林環境贈与税の法律の新制度の話があると思うのですが、別添3の住民基本台帳の事務の例えば106ページの13番には、住民環境税の記載をいただいている、110ページの14番にも記載があると思うんですけれども、翻って個人住民税の別添5の資料の59ページの課税情報の項目とか、すごく読みにくいのですが、ここには記載がないかなと見えたりします。その辺の整合が取れていなかったりするようであれば、ご確認いただいたほうがいいかなと思いました。同じようなところがほかにもあるかどうかははっきりしていないんですけれども、気づいた点ということでご指摘させていただきます。

区側 ご指摘ありがとうございます。

委員のご認識のとおり、平成31年度の税制改正によりまして、森林環境税が令和6年度からスタートするものでございます。こちらは国税なんですけれども、個人住民税均等割の枠組みを利用して、市町村が賦課徴収をせよというような法律となっており、今、その対応を一生懸命やっているところでございます。

ご指摘のとおり、本来でありましたら、ファイル記載項目の中に森林環境税の項目を記載すべきところ、記載が漏れてしまっております。大変申し訳ございません。追加をさせていただければと思います。

会長 ありがとうございます。

そうしますと、大分訂正箇所が多いんですけれども、こちらはどのタイミングで委員に訂正したものをお配りしますか。

区側 今回訂正したものにつきましては、場所があちこち飛んでおりまして、チェックにも時間をいただく関係がございますので、1週間半以内にメールで訂正の内容を共有させていただくという形でいかがでしょうか。

会長 事務局からはそのようなご回答ですが、皆様、よろしいでしょうか。

改めまして、その段階でまたお気づきの点がございましたら、事務局までご指摘いただければと思います。

改めて皆様方からご意見、ご質問等はございますでしょうか。
委員、お願いします。

委員 1点確認させていただきたいのは、審議会資料1別添3の16ページになります。委託事項3の共通連携基盤システム運用・保守業務のところですが、システムデータがなくなったときに備えてのバックアップデータになるので、④のファイル提出方法のところを外付けの媒体になることは十分理解できるんですけども、この保管方法のところまでの確認がどこまでされているかだけ教えていただきたいんですけども、フラッシュメモリとか、紙とかというところに丸が普通についてしまうと、この後の管理は大丈夫かなというところが心配になると思うので、ちょっと教えていただいてもよろしいでしょうか。

区側 共通連携基盤システムでございますけれども、記載のとおり、日立システムズに委託をしまして、現在、構築をしているところでございます。

こちらの業者が管理するデータセンターでデータ等は全て管理をしておりますので、バックアップデータも当然そこで管理をさせていただいているところでございます。

委員 ありがとうございます。

具体的になんですけれども、フラッシュメモリとか、センターの中でいろんな人が持ち出しができないとか、一応念のためなんですけれども、例えばどういうタイプの金庫に保管されているとか、自由に取り出しができないというところまでの確認が取れているかだけ、しつこくて申し訳ありません。よろしく願いいたします。

区側 再度のご質問ありがとうございます。

当然ながら、日立システムズの中でのデータセンターで管理する記録媒体だけではなくて、ここに従事する方々を含めまして、区と規定を交わしまして、契約をしているところでございます。当然その媒体の管理につきましては、限られた人、限られた場所の中で管理をするということが契約の中でも盛り込まれておりますので、そのあたりは適正に管理されているという理解でございます。

会長 それでは、皆様、よろしいでしょうか。

それでは、本件諮問につきまして、採決に移りたく存じます。

まず賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

続きまして、反対の方、挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

採決の状況をお知らせください。

区側 賛成17、反対1になります。

会長 ありがとうございます。

それでは、本件、17名賛成ということでございますので、承認といたします。ありがとうございました。

3 報告

(1) 個人情報処理の外部委託等に付する標準特記仕様書の改正について（報告）

会長	<p>それでは、議事を進めてまいります。次第の3、報告事項でございます。</p> <p>まず報告事項（1）個人情報処理の外部委託等に付する標準特記仕様書の改正について、区から報告をお願いいたします。</p>
区側	<p>（資料により説明）（約8分）</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまのご説明につきまして、皆様方からご質問、ご意見等がございましたら、お願いいたします。</p>
委員	<p>すみません。報告なので、意見だけになってしまうと思いますが、教えていただきたい点がございます。</p> <p>資料2-2の新旧対照表の上の※のところ、2行目のところで、真ん中ぐらいに「等」となっているんですけれども、標準仕様書の適用を行わないケースというのはどんなものが考えられるのか、まず教えていただければと思います。</p>
区側	<p>資料2-2の真ん中、表の少し上にあります※、クラウドサービス事業者が掲げる利用規約（片務契約）というところの「等」についてでございます。</p> <p>この「等」については、一番多いのは記載のようなクラウドサービスの利用というところなんですけれども、そのほかにおいては、あるとしたら、ぱっと思いつかないところではあるんですけれども、1個、外部結合と似通ったケースというのが案件としてあったりする中で、標準特記仕様書をつけたいんだけど、つけられないというようなケースというのが結構あったような記憶がございますので、「等」ということで記載させていただいたのと、今、いろんな契約形態が出てきておりますので、そういうところで「等」とつけさせていただいたというところがございます。</p>
委員	<p>分かりました。</p> <p>めったにないけれども、何か出てくるといけないから、「等」をつけたという趣旨で理解していただければいいということですね。</p>
区側	<p>ご認識のとおりです。</p>
委員	<p>続けていいでしょうか。新旧対照表で幾つか気になる点があって、1つずつ区切りながら聞いていきたいと思っております。</p> <p>まず第1条のところですが、一番初めに個人情報とあります。これは内容を読んでいると、特定個人情報を含む概念だと思っておりますので、括弧書きで特定個人情報を含むとして、その後にも第1項と第2項に個人情報の文言がありますので、以下同じという言葉も入れたほうが適切かなと思いましたが、ここはいかがでしょうか。</p>
区側	<p>ありがとうございます。</p> <p>記載の趣旨としては、特定個人情報も含む記載というところがございますので、その趣旨は</p>

2行先の個人情報の保護に関する法律の中で、特定個人情報も含むという記載をさせていた
だいているところから、あえて「個人情報を取り扱うときは」に括弧を置かなかったという
経過はございます。ただ、明確にするという点においては、入れることによってさらに明瞭
化するところはあるかと思しますので、入れさせていただく対応を取りたいと思いま
す。ありがとうございます。

委員 ありがとうございます。

続いて、4条の2と4条の3なのですが、先ほどもご説明があったんですが、「発注者の指
定があるときは」という言葉が入りまして、特に4条の3は現行よりも後退した形になっ
ていると思うんです。現行というのは、必ず認証等を受けなければいけないという制度なん
ですが、改正案になりますと、発注者の指定がある場合だけ認証等を受けなさいという仕組
みに変わってしまう。理由があるとは思いますが、何か後退してしまった印象がありまして、
ここはやっぱりこの言葉が入らなければいけないのか、ここはいかがでしょうか。

区側 ありがとうございます。

ここについては、後退をさせたという認識はございません。

なぜこれを入れたかというところですが、4条の2を入れられないケースが委託の
中ではあるというところの認識がありまして、条件を分岐させなければいけないというこ
ろがありまして、指定があるときはとさせていただいたところです。ですので、こう
いった個人情報の取扱いがある場合については、4条の2ないし4条の3の指定は入れるべ
きものという認識の下でおりますので、全く後退にはならないというところです。我々とし
ても、その点は落ちがないように、関係所管と連携を図って取扱いをしていきたいと思
っております。

委員 ありがとうございます。

必ず指定していただければ、今、おっしゃったような形になると思いますので、運用上し
っかりやっていただければと思います。

続いて、資料2-7、20条のところで、一番最後です。保存期間が一定期間となっ
ておりまして、現行もそうなんですけれども、何となく曖昧な感じがいたしまして、例
えば発注者が指定する期間とか、ある程度しっかりと保存期間を確定する規定のほう
がはっきりするなと思いましたが、いかがでしょうか。

区側 ありがとうございます。

委員ご指摘のとおり、我々も一定期間保存するという記載は、何年間保存すればいいんだ
ということで、所管から問合せを受けるケースが現にございます。当然委託の内容によ
って保存期間も増減させなければいけないですし、特定個人情報を取り扱っているよ
うなケースでは、すぐさま削除しなければいけないケースもあるという認識はござ
います。そういった中で、発注者の指定する期間というところは、まさに運用とし
ては取るべきことかなと思いますので、委員のご指摘を踏まえ、修正をさせていただ
ければと思います。ありがとうございます。

委員 ありがとうございます。

続きまして、資料2-8になりますが、26条の1項の最後と3項の最後は、協議とい
う言葉だけでとどまっているんですが、やはりこの段階では、協議して、発注者である区

承認を得るぐらいまで入れたほうが厳格かなと思います。当然協議すれば承認まで包含しているとは思いますが、規定の中でも協議して承認を得ると明記したほうが、より厳格になるかなと思ったところです。いかがでしょうか。

区側 ありがとうございます。

26条の1項ないし3項の部分でございます。我々の趣旨としては、協議し、承認というところの中身も含めた意味で協議という表現を取らせていただきました。ほかのご指摘の部分も含めて、より明確になるという点では、ご指摘のとおりかなと思いますので、ここも改めさせていただくということで、対応を図りたいと思います。ありがとうございます。

委員 ありがとうございます。

続きまして、30条の2項になりまして、同じページの一番下のほうですが、「前項の場合において、次に掲げる措置が対応可能なときは」というところで、対応が可能なきときという文言では基準が曖昧な感じがいたしました。

考え方としましては、前項の場合は、次の措置を行うものとするというのを大前提として、ただし書か何かで当該措置を行うことが困難な場合は発注者に協議し、指示を受けるものとするというような形で、基本はやはり全て対応措置を取っていくという形にしたほうが厳格ではないかと思いました。いかがでしょうか。

区側 ありがとうございます。

30条の2の部分です。こちらは社会問題にもなりましたハードディスク等を外部事業者が横流しして、その中の個人情報が出てしまったという案件が2～3年前にありましたけれども、その内容を踏まえた記載の追加をしたところでございます。

この点につきましても、委員ご指摘のとおりかなというところでございますので、(1)～(3)の手段を取ってもらうのが原則というところを立てて対応していくべきものと考えますと、より厳密な表現というところになろうかと思っておりますので、修正をさせていただければと思います。ご指摘ありがとうございます。

委員 ありがとうございます。

続いて、資料2-9の35条の2なんですが、当然の規定のような気がしたんです。事前に発注者と合意している場合は、そのサービスレベルを保証するというのは、当然のことだと思っていたんですが、逆に言うと、サービスレベルを求めないことが発注者側であるのかと読めてしまったんです。実際は全てサービスレベルを求めていくという運用なのかどうか、そここのところを確認したいと思いました。

区側 35条の2の部分でございます。委員ご指摘のとおり、区が要求するサービスレベルを維持してもらわなければ、契約不履行ということになりますので、当然その内容を確認する条項になります。基本的にはサービスレベルを下回るような内容はないという認識でございます。もしそういうことがあるとするならば、本来、契約変更をすべき、条件を変更すべきということでございます。

委員 35条の2は、どうしても「場合は」というのがついてくるので、ない場合が想定されているように読めてしまったので、運用でしっかりとやっていただければと思います。

一番最後に、資料2-10になるんですけども、38条のところなんですが、公表措置

	<p>です。いろいろと事故があったときは、その事実を公表することができるということで、今もそうなっているんですが、やはり「ことができる」ではなくて、「するものとする」とマストの形にしたほうが実態に合っているような気がしたので、ここをご検討いただければと思いますところでは。</p>
区側	<p>ありがとうございます。</p> <p>基本的には公表するものとするというのが一番いい方法だということは、私もその認識です。他方で、公表してしまうことによって、個人が特定されて、さらに二次被害、三次被害という事態が発生することが場合によっては想定されるところがありまして、することができると、一歩引いた形の表現をしているという現状がございます。</p> <p>基本姿勢としては、委員ご指摘のとおり、区としては、そういったところを求めていくべきだと思いますし、現に求めてきたところがございますので、そういった姿勢は確保しながら、運用の中で、個人情報の保護とのバランスの中でやっていければと思っていますところでございます。</p>
委員	<p>分かりました。</p> <p>条文のつくり方、やり方とすると、今、おっしゃったようなところをただし書で入れて、ただし、これこれの場合は公表しないこともあるみたいな形で、ただし書で対応する形はあるかなと思うんですが、今、ご説明いただきましたので、適切な運用をしていただければと思います。</p> <p>報告事項ですので、以上は意見ということで、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかの方はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、本件については、報告を受けたということで、お取扱いをしたいと思います。</p>

(2) 令和5年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況について

会長	<p>続きまして、報告事項(2) 令和5年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況について、区から報告をお願いいたします。</p>
区側	<p>(資料により説明) (約6分)</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまのご説明につきまして、皆様方からご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。</p> <p>異議なしという声が多数上がりましたので、本件につきましては、ご報告を受けたということで、お取扱いいたしたいと思います。</p>

4 その他

会長	<p>以上で、本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。</p>
----	--------------------------------------

	<p>次回の審議会でございますが、既にメール等でご連絡を差し上げましたとおり、年度が替わりまして、令和6年6月3日月曜日、午後2時からの開催を予定してございます。</p> <p>その他、事務局から連絡事項等はございますでしょうか。</p>
区側	<p>連絡事項でございますが、3点ございます。</p> <p>まず1点目、本日の会議録でございますが、後日、事務局で取りまとめた案を出席者の方々にお送りいたします。届きましたら、内容の確認をどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>2点目、会長からも今ご案内いただきました、令和6年度の審議会の日程につきましては、1月31日に事務局からメールでご案内させていただきました。</p> <p>確認ですけれども、令和6年度第1回は、先ほど会長からお話しいただきましたとおり、6月3日月曜日、第2回は10月7日月曜日、第3回は令和7年2月3日月曜日です。6月3日、10月7日、令和7年2月3日、いずれも月曜日でございます、午後2時から午後4時までを予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>最後、3点目でございます。机上の上の青いファイルにつきましては、本日、審議、報告を踏まえた内容から、内容を一部変更させていただく必要がございます。つきましては、皆様、本日、青いファイルは置いていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は次第が少なかったということもございますが、皆様方のご協力をもちまして、定刻よりかなり早く終了することができました。</p> <p>この後、都心でも降雪の予報が出ておりますので、交通機関の遅延等、十分にご確認いただきながら、気をつけてご帰宅いただければと存じます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。これにて閉会といたします。</p>

以 上